

論 文

境界の検討とリベラリズムの可能性

—空間と自由の観点から—

大 山 明 男

1. 目的と動機¹

リベラリズムは、人々を内と外に分ける作用（「境界」）を見定め、それを哲学的に問い、それについて規範的検討を行う運動を包含する。また、政治哲学や倫理学にあってそのような志向を持つものこそリベラリズムである。本稿は人間の存在に不可欠の「空間」に着目して「境界」をめぐる議論に一つの観点を示し、リベラリズムの可能性を広げることを目的にしている。

なぜリベラリズムの可能性なのか。倫理学や政治哲学での大きな争点は、一つは一国民国家内（特にアメリカ）におけるリベラル・コミュニタリアン論争とそれに派生するもの、もう一つは国際間での財の再分配議論である。その双方の議論の枠組み自体の問題は本稿で考察するが、そのような枠組みでは扱えない現代的問題が出現している。たとえば、国境紛争、民族問題、原子力発電をめぐる問題、地球温暖化などである。

国境は国家間の力のバランスで成り立っている以上、潜在的には常に国境紛争状態にあり、地下資源の発見などをきっかけとしていつの瞬間にも表面化する。民族問題は様々な形をとるが、パレスチナ問題、クルド人をめぐる問題、旧宗主国と旧植民地の間の帝国主義時代の「遺産」問題（移民問題はこれに大きく関わる）などがある。これらの問題はいずれも、国境の設定、改変、消滅に関係している。原子力発電については稼働中の事故以外に、半永久的影響を持つ放射性廃棄物の処理やその核兵器への転用の危惧があるが、一国民国家の決定に原子力発電の存在が委ねられていることは倫理的に問題である²。地球

1 本稿において、大山、2003、の最終章で言及した「同一空間の複数の公共性」の可能性を論じる。

温暖化に関しては、将来の温暖化の予測精度は向上する一方、商業的機會を狙っての企業活動はともかく、国家レベルでの積極的な対応はほとんどなされていない。理由は国家間の利害対立にあり、各々の国家にとって対策をしないことが相対的に有利になるため、その結果、「宇宙船地球号」は刻一刻と廃船へと向かっている。

以上のような問題について、一時しのぎや表面上の取り繕いではない解決を求めれば、必然的に主権国家体制への懐疑へ至る。地球外生命体への人間の関心はいろいろと窺い知ることができるが、仮に地球外知的生命体の見地に立てば、この地球を覆う主権国家の網は人間間にさまざまな問題を引き起こす故、そのような体制を選択する人間は生命体であっても、知性は持ち合わせていないとの判断を下しうる。

主権国家体制を構成するいくつかの「境界」を検討するのが本稿の目的である。元来、人々を線引きする境界を哲学的に問うのがリベラリズムの役割であり、またその役割をもつ唯一の思考と運動である。一国民国家の内部や国民国家の間の関係に限定した議論から、リベラリズムの名称を取り戻したいと考えている。

18世紀の思想家ウィリアム・ゴッドウィンについて、マッキンタイアーは、道徳性の議論において人間を差別して取り扱おうとする人々はその正当化の責任を担うという原則の創始者と説明する³。その原則は、道徳的議論の過程は、反対の理由が示されるまではすべての人が平等に取り扱われるべきであるというものであるが、マッキンタイアーはその実践的帰結を、年齢、性、知力、皮膚の色のゆえに人々を差別して取り扱うことに対してその正当性を明らかにするように求めると述べている。この原則は倫理の議論において、内実はともかく言葉の上では現在広く受け入れられているといえる。言い換えれば、人と人を分かつ境界はいずれも倫理的にその正当性が示されねばならないということである。

2 東京電力福島第一原発事故についてのメディア等の言及は毎日事欠かないが、当該原発を稼働させてきた主権国日本に地球を汚染した責任を問うような内容を目にしたことはない。これについては、大山、2013、で考察した。

3 MacIntyre, 1966, p. 231。

ホッブズ、ロック、ルソー、カントからロールズへの社会契約論、功利主義、コミュニタリアンなど英米における主要な倫理学、政治哲学に対して、それらが想定した「境界」を批判する形での議論がある。境界は、倫理を語るときにその主体が誰かに関係する。これは倫理の議論において不可避なものでありながら、等閑視されている側面である。本稿は、その、境界に関する考察であるが、様々な境界を認識し、それを倫理の内実反映させるために、「空間」に注目する。空間は人間存在の必要条件でありながら、倫理学、政治哲学ではほとんど扱われてこなかった。空間を倫理の重要な要素として理論の中に適切に位置づける必要がある。また、これを明示的に取り上げることで、倫理の実践において現れる統治のあり方の中で、あるいは、統治自体の是非をめぐって、これまで扱われてきた自由概念の内容を広げることにつながる。このような、空間と自由についての考察により、リベラリズムの深化が可能であると考えられる。

2. 「境界」と倫理

2.1 倫理主体と倫理の関連

倫理を考えるときに、それに与する主体は誰かという倫理主体の指示や、その倫理を成り立たせているものは誰かという倫理空間の成員の確定は、その倫理理論において重要でありかつ不可欠な部分である。なぜなら、倫理主体の指示や倫理空間の成員の確定は、倫理や正義の内容それ自体に大きく関係するからである。たとえば、ある人間に対して、非倫理的扱いをしたり、不正義的扱いをしたりしたとしても、彼を倫理対象や倫理社会の成員から除外すれば、「残る成員の間」では、倫理の整合性が保たれる。しかし、メタ・レベル(=理論レベル)においては、整合性は失われる。つまり、不正義の出来事やルールがあったとしても、それに関わる人間を範囲外とすることでその内部の視点では倫理を保つことが可能になる。しかし、これが問題なのは、倫理の境界線の内部の位置に理論レベルを同一化すれば、どんな倫理に関わる状況も「倫理的」であるといえる。これは意味がない。そしてそれは実際に、いろいろな時代・場所で行われてきたことである。また、そのような状況について、歴史的には、倫理が成り立っている成員の外からの異議申し立てにより、その倫理に関わる状況が相対化されてきた。そうやって、倫理に付随する成員と非成員の線引きをする境界がクローズアップされる。逆に、倫理を語るとき、その倫理的主体

は誰かということ抜きには意味がない。このような理由で、倫理主体は誰かという問いを欠いた倫理はそれ自体では一つの閉じた理論にはならない。

ただし、ある社会あるいはその成員の存在はそこでの倫理や正義の内容から独立している。社会があり、それが成員を有する以上、人をまとめる某かのルールが存在したとしても、倫理や正義的な性格のものまでが存在するか、またいかなるものが存在するかは別の次元の問題であるからである。言い換えれば、誰と誰が互いに倫理を取り結ぶかという話と、取り結ばれた人々の間でどんな倫理的ルールが選ばれるかの話の違いである。

議論をする倫理や社会的ルールの主体としてそれを担う集団の成員をはっきりとした形で示さない倫理・規範議論は、倫理学や政治哲学、経済学で広くみられる。なぜ多くの倫理学や政治哲学がこれに触れないままなのか。その理由は、語る立場が想定する倫理主体をめぐる「境界」についての設定にあると思われる。

2.2 社会契約論と倫理主体

倫理議論における主体の確定問題について明確に触れないものでも、当然のこととして非人間の動物や植物は通常倫理の対象から排除している⁴。それと同様に、人間においても一般に、ある者は考慮するがある者はしないという線引き、すなわち倫理主体の内／外の境界、が前提となっていると考えられるかも知れない。それはその倫理学の理論において明示されていなくとも、その倫理を現実世界に適用するとき明らかになる場合が多い。

したがってその時点で、すなわち理論と現実世界の接点において、指示される対象が論者と読者、または読者の間において異なることがありうる。そして、実際そうになっていることが少なくない。

リベラリズムに関連して言えば、リベラリズムに立つ論者が、一般にリベラリズムに位置付けられてきたロールズについて、実はロールズ自身がそういう

4 動物や自然物も倫理的な存在として扱うべきだという立場もある。それについては、大山、1998、で検討した。人間以外の存在はせいぜい人間による倫理的配慮の対象であり、それ自体で倫理主体になりえないというのが私の考えである。

立場ではなかったことに落胆し、ロールズの名著『正義論』における再解釈をするなりして『正義論』の骨格をリベラリズムの武器に保持しようと奮闘している論者もいる⁵。以下では、ロールズの『正義論』、またそれがその系譜に位置づけられる社会契約論が、倫理主体の指示や確定に関して本質的にリベラリズムとは相容れないことを示そう。

ロールズは、正義に基礎付けられた社会のルール of 導出を試みた。彼は自らをロック、ルソー、カントという社会契約論の系譜に位置付けている。ここではまず、社会契約論的思想が共通に持つ境界の意味を検討する。社会契約論は、社会生成論として、現実把握として、認識論的に、倫理学理論として等、いろいろな次元で問題を含むと考えるが、ここで検討するのは社会生成論に関連して、それらが所与としている成員の範囲、または倫理主体の確定についてである。

社会契約論はその名の通り、社会が契約によって成立するという理論である。通常は、自然状態から人間が合意によって社会を作るというストーリーである。ある社会が契約によって成立するとすれば、いかにその成員によってかつその成員のみから成立したのかを説明する必要があるだろう。では、ある領域に存在する人々が契約を結び、首尾よく唯一の社会=国家が生まれるだろうか。つまり、自然状態にある、ある領域の人間は全て唯一の国家の成員になるだろうか。言い方を変えると、ある国家があるとしてそれを遡ると、その成員はその領域の人間全てだったのだろうか。これについては、ある国家の成立時前後に限って考えても、ある領域に複数の国家が出現する可能性や、たとえ唯一の国家が出現したとしてもそこに入らない人間、入れない人間が存在する可能性がある。

現存するある国家について、それが社会契約を経たと解釈したとしても、その成立において先の経過の可能性、特に、ある人間の排除が生じることが考えられるが、歴史を振り返れば、たとえば、身分に格差を設け中途半端な成員と位置付けたり、成立時を境にある人間を非成員（外国人）という存在に置いたり、実際に様々な形で排除が必ず伴ってきた。それとは逆にその可能性がない点を鑑みれば、社会契約論者が頭に置いている社会の成員は、対象レベルに

5 Carens, 1987.

おける当事者による行為の帰結とは関わりなく、論者によってあらかじめ想定されていると考えられる。

また、たとえ現存の国民国家が社会契約で成立したというのは擬制的なもので、社会契約論の焦点は成立の経緯ではなく、むしろ所与の成員間における集合的決定への関与の契機であるとしよう⁶。この場合、社会契約論自体は成員確定作業から独立している。しかし、その議論は社会的ルールや倫理を互いに取り結ぶ成員を所与とする。そしてこれは、実際上は例外なくそれが接続される国民国家の国民に成員を限定することになる。

社会契約論に付随する倫理的問題として強調したいのは、国家が成立した瞬間に限定したとしてもその成立はそこで成員とみなされた人々の合意によるということへの疑問より、むしろ、ある物理空間に存在する人間に対し、事後的に成員と非成員の線引きがされ、後者の排除を付随するという点である。それは、考慮する社会や倫理の成員からある人間を排除する、あるいは排除した現実の状況を倫理的に支持することになる。こうして社会契約論は、そのような作用を議論するところの対象である倫理や社会的ルールの内容にそれ自体で規範的影響を及ぼすのである。

以上のことは、社会契約論を下敷きにするロールズの『正義論』にも含まれる。『正義論』の中核をなすのは、「原初状態」にある人々が選ぶ社会的ルールの中の、特に基礎的な二つの原理である。それは、「無知のヴェール」の背後に置かれた原初状態（＝互いに年齢や性別、人種、社会的地位などを知らない状態）にある人々が結ぶ仮説的契約から導かれる。その状況で人々は最悪の状態を回避しようとする。そのことから「正義の二つの原理」が導かれるという構成をなしている。

これに関連する問題は、それを形式上、理論を状況に適応したときにその状況に依存して成員が確定されるという解釈をしたとしても、成員確定はその文

6 ネグリとハートは、社会理論を国家の成員が契約で結ばれているとみなすか否かで二分し、社会契約に立つ理論は、現行社会の安定や秩序の維持を意図しているという（訳、下、243頁）。本文以下で述べるように『正義論』でのロールズが国民国家にたいして暗黙にそうであり、さらに『万民の法』では現行国際秩序にたいしてそうである。

脈の中ではできないということである。そう理解した上で、ロールズの理論のその先に付き合うには、とりあえずは、理論家の立場において成員が所与であるとの解釈をする必要がある。実際、ロールズは無知のヴェールを使った議論からは独立にメタレベルで、成員＝社会を前提している。そして、現実世界におけるその対応物は、ある国家の「国民」である。以上のことは、先述のとおり、社会契約論一般の持つ性質そのままである。

ロールズの理論は、実はもう一段階、論者が成員を事前に決定する過程が入っている。ロールズが想定する社会の成員は社会的ルールを選択するにあたり、「原初状態」において、自らの社会的位置を知らない「無知のヴェール」の背後に置かれていると想定される。ただし、ルールを結ぶときに想起する他者は、論者（ロールズ）により決められている。無知のヴェールの向こうに置かれる人間が誰であるかは、語る立場にあるロールズが決定しているのである。無知のヴェールの機能は、それら人間に対し社会的地位に関して自らの位置は知らないようにすることだけで、彼らは互いにルールを考慮する人間が誰かを知っている（それはロールズの想定する社会の成員と一致する）という構造になっている。本来、社会的ルールや倫理を誰と結び結ぶかは当人に開かれており、特に、「社会契約」が問題となる場面では、彼らが考える社会の成員は彼らの間で一致しないだろう。その不一致が、むしろ社会を変革した要因となってきた。例えば、アメリカの黒人奴隷解放にしても、フランス革命にしても、

7 ロールズ『正義論』について本稿で必要な部分を簡単に解説する（大山，2003）。

『正義論』は社会の構想を論じたものである。まず、ロールズは社会を、相互利益を求める人々の企てと規定する（これが現代の社会契約論と言われる所以である）。「原初状態」（社会契約論における「自然状態」を社会生活を始めるためのルール採択の場と置き換えたもの）においてその社会の人々は二つの原理（「正義の二原理」）を選択すると考えられる。

〔第一原理〕各人は、基本的自由に対する平等な権利を持つべきである。それは、他の人々との同様な自由と両立しうる限りにおいて、最大限広範囲にわたるものでなければならない。

〔第二原理〕社会的・経済的不平等は次の条件をみたすものでなければならない。

(a)最も不利な立場にある人の期待便益を最大化し、(b)公正な機会の均等という条件の下で、すべての人に開かれている職務や地位に付随するものであること。

その前段階で社会参加資格がある人達の、その時点で非会員にある人を会員に変えようという意思や行動があって実現したものである。ロールズがそれを認識しているかはともかく、会員が誰かということは、ロールズが想定することで、外生的に与えられ、会員である彼ら自身に決定させないような構造になっている。このように考えると、無知のヴェールの背後に置かれた人間の考慮の対象が何であるかということの想定は、非常に恣意的であり、その恣意性はロールズの意図を帰結するのに誘導的役割を果たしていると分かる。また、社会の成り立ちや倫理の形成についての彼の理解はナイーブに過ぎると思われる。

以上のように、社会契約論を下敷きに語る倫理は、理論上その境界を所与とし、現実と接続されるときに、内と外の線引き及び排除を伴う。具体的には、現存する一国民国家に「社会」が同一化されると、国民／非国民の線引きを行った上で、国民のみの間の倫理の議論をすることになる。

これらは、後の著書『万民の法』における議論の前提である「国際社会」観につながる。すなわち、世界は国民のみからなる国家の集合として想定され、それが倫理を構想する土俵となる。これは、『正義論』が一国民国家の下で国民間のルールを議論したように、『万民の法』が国際社会の下での諸国民国家間のルールを議論するというパラレルな関係にある⁸。

ロールズにおける問題は、本質的に社会契約論にあり、それは絶対王政から共和制を志向した近代国家の萌芽期の思想を淵源にしている。であるから、『正義論』以降に転向したと否定的に評されるロールズの『万民の法』にというより、元々問題を内包しており、またそのことは彼の思想が元来リベラリズムとは相容れないことを示している。

社会契約論の説明による、唯一の政体の出現とそれ以外の可能性の無視は、現在の主権国家間体制をより強固にする。つまりある領域にはある一つの政体

8 井上(2012)は、一国内(会員としては、国民の間)で展開されたロールズの正義の理論が、国際関係(会員としては、国家の間)では縮減されたことに落胆している。本稿はそこに批判の重要性や意味を認めない。一国家を理論枠とする、倫理主体=国民間のルール(国民主義)、そしてそれとパラレルに、国家間を理論枠とする、倫理主体=国民国家の間のルール(国際主義)を正義の議論の土俵としていること自体が問題であると考ええる。

が存在する（認識）、さらにそうあるべき（規範）、ということが下敷きとなって理論が進行する。カントの『永遠平和のために』は、そのような前提の下で、一民族—一国家—諸国家の連合、とういう形を「世界平和」の完成とみなしている。そのまま現代に当てはめることはないとしても、これには主権国家体制に対する哲学的反省がない。

2.3 境界の画定と「われわれ」——語る立場の位置

一般に論者の主張を含む記述において、「われわれ」とか「わたしたち」を主語にした語り方をすることがある。これは特に、倫理や規範的主張においては看過できない意味を持っている。というのは、「われわれ」を主語として語られる倫理は、単にある境界内の人々を対象にして倫理を議論しているのではなく、論者は語る立場自らをその境界の内部に位置づけているからである⁹。語る主体が、対象であるところの倫理の主体に投影され、同一化されているのである¹⁰。前節のロールズの（対象レベルでなく）メタレベルでの成員の確定はこの効果の現れである。

この同一化は、現実の政体や国家に対して、多くの場合暗黙のうちに行われる。がその一方で、アーレントやベンハビブのようにこのような同一化の対象である社会が存在しない人間もいる。また、そのような立場を誰もが理論的に採ることはできる。そのような観点を採りうる人は、境界の存在に敏感であることが想像できよう。この境界への眼差しは、たとえば、シャプコットが国際倫理学の研究対象として語るような、単に、内部者／部外者の区別への疑問（シャプコット、訳、2頁）ではないことに注意しなければならない。それで

9 人称代名詞でいう「一人称複数」である。対象に論者自らを含ませるために「一人称」でなければならず、一人語りにならないために「複数」でなければならない。

10 この同一化は、理論上二つの立場に分けられる。一つは、倫理圏内部の一主体の立場。もう一つは、その倫理圏に内属する立場である（これは、例えるなら、最 frontline チームを応援する立場）。ただし、「われわれ」を主語に語る論者が、このような区別を意識しているかは別である。この二つの間の揺れ動きはよく見られる。

は不十分で、内部者はそもそも誰で、部外者はそもそも誰かということにある。つまり、線引きを問題にしている立場が見ない存在はないかということに関する部分をも含む。

以上の言及は、次の表現をみれば明確になる。シャプコットの「私たちの政府がどう答えるか」(訳, 2頁), またウォルツァーの「私たちは誰を認めるべきなのか」(訳, 62頁)という問いは、現存する、実効性を有するある政体の成員の位置から発せられている¹¹。このように、論者の立場を内部に置き、ある共同体の成員や国家の内部の倫理, またはそのような共同体間や国家間 (=国際社会) の倫理の構築が行われると、それ自体が境界を創造し、境界の機能を果たすのみならず、その帰結がまた倫理的なくつかの問題を生み出すことは十分考えられる。

つまり、倫理や広く規範についての議論は、それを語る立場がその語る内容に、特に倫理の境界に対する位置を介して影響するのである。言い換えるなら、想定された境界における語る立場の位置がその倫理内容を強く規定するのである¹²。

2.4 境界をめぐる諸批判と応答

ある社会や倫理空間に何らかの境界の存在を認識しているとしても、その内と外の決定や成員の確定に関する判断は、また別の次元の議論事項となる。そしてそのように、ある境界を認識した上で、その存在を批判する、あるいは肯定する議論は少なくない¹³。

ただし、人々を分かち境界が複数ある可能性を考えれば、たとえばある論者が注目する境界の解消を目指した規範理論は、別の境界に注目する理論と衝突するかもしれない¹⁴。

11 ただし、現存政体の外部から、また可能世界として構想しようとする社会に対して、内部の位置を採ることは理論的に可能である。

12 これは、2.2において社会契約論について述べたことの一般化にあたる。

13 批判的趣旨の議論の多くは、英米政治哲学者に向けられている。そのことは、政治哲学界が英米という場での政治空間と密接に関連していることを示唆している。

また逆に、ある議論の位置からは全く問題にならない状況もある。「われわれ」の立場の境界内部への同一化は、元の理論が想定した社会とは別の社会において別の人間により彼に相対して行われる。ロールズの想定する社会とロールズを含む「われわれ」が同一化されるのと同様、他の論者は彼なりに同一化を行う。このような議論を検討する際、その議論の対象や土俵に留意する必要がある。倫理や規範的主張が、論者個人に相対していて、論者間で実は絡んでいないことが多々ありうる。たとえば、ロールズの倫理理論に啓発されたある論者は、アメリカとは別個の倫理空間として日本において同様の解釈をするかもしれない。このことの問題は、現存する国家毎に議論の土俵が分割され、各々独立に倫理や社会的ルールの議論が進行することである。そして実際にそうなっている。たとえば、リベラル・コミュニタリアン論争はアメリカの政治空間を舞台としたアメリカ学界上の話であり、いわゆる一国政治空間での右派・左派のごとき議論の状況を呈した¹⁴。それを無自覚に、アメリカ・ナショナリズムの土俵でのリベラル派を、普遍的なリベラリズムの思想と捉えるのは問題である。

以上のように、たとえば、ある境界に関して問題が提起されそれに応える倫理が構想されるなら、注目する境界の相違は、倫理理論の相違や対立になることは想像できる。しかし問題の原因は、単に注目する境界の違いにではなく、その前提となっている境界の認識そのものにもある。つまり、たとえばある境界は名付けられた時点で、同一の意味として異なる人間の間で理解されているのだろうか。

ここでは境界の中でも、「国境」（およびそれが画定する空間＝領土）を射程においている。ベンハビブ（訳、3章）は移民が移住する権利を基本的人権に位置付け、それを認めないことと民主主義国家の理念が矛盾すると主張することで、国民国家の境界に揺さぶりをかける。現存の主権国家の成員の線引きは正当でないと考えるが、既存の主権国家体制および国境の存在を、一応は所与としている。

それに対し、ヌスバウムは、国籍は偶有性であると述べる（訳、1996、25頁）。

14 境界をめぐる対立については、杉田、2005、第三章をみよ。

15 『国を愛するということ』参照

国籍が(本人かその先祖の)生地により認められるなら、国境で分けられた任意の領土も同様である。

国境は境界の一つであるがゆえ、それによる人々の区別は、本稿冒頭でのマッキンタイアの引用の通り、正当性を持たねばならない。ただし、その作業に取り掛かる前に、「境界」の意味を考える必要がある。というのは一般的に、ある境界についての倫理的な正当性をめぐる議論は、その境界がどのような意味を持つかに依存するからである。ここでの関連では、より精確に言えば、その概念の認識論的、存在論的身分に関わる部分についてである。

3. 「境界」の意味と認識

3.1 「境界」の二つの意味の区別と関連——空間を分ける境界，人間を分ける境界

境界には大きく分けて二つの意味があり、「空間を分ける」境界と「人間を分ける」境界である。それぞれさらに下位の区別がいろいろ考えられるが、境界をめぐる状況は、この二つの境界が複合的に形成している。たとえば、「社会の成員」と言ったとき、多くの場合、まず空間を国境という境界で切り取り、さらにその空間に存在する人間を国籍という境界で切り取っている。多くの論者はそのような境界の意味を意識的に、あるいは自覚なく自らが議論する「社会」(の成員)に付随させている。

3.2 「境界」の意味の複合体としての国境

現在の世界における実効支配の体制＝主権国家体制の特異性を理解するには、先の「境界」の二つの意味の複合として「国境」を考察する必要があるが、それには過程的説明が必要である。領土が現在の形で地球を覆うようになる過程において、統治の形態を通して、二つの境界の機能が複合されて、現在の国境「制度」が形成された。

ルソーは次のように述べる。「このような利益は古代の君主に理解されなかつたらしく、彼らはみずからベルシア人の王、スキタイ人の王、マケドニアの王と称しただけで、自分を国土の主というより、むしろ人間の首長と考えていたように思われる。今日の君主たちは、これと比べれば賢明で、みずからフランス王、スペイン王、イギリス王などと称し、このように領土を保持するこ

とによって、その住民を確実に保持しているのである」(ルソー, 34頁)。ルソーは後者がより賢明であるというが、それは正しくない。歴史的に選択される支配の対象や方法の背景には経済的な理由があり、君主の下にある生産力や資源など支配の目的やそのための手段に関連している。

たとえば、「狩猟採集という生業様式では、それぞれの共同体に土地の所有は必要としなかった」¹⁶。人間が定住耕作しないなら、君主は空間や領域という面を支配することにはメリットがない。農耕の出現により、支配者が定地耕作を選択すると、賦役と徴税のために支配者層の住居を同心円状に取り囲む耕作地に人を定住させる必要がある。同時に外からの物資の略奪や奴隷の獲得のための攻撃に対する防御も必要となる。こうして、支配する立場からは、縛り付ける内側と防御する外側の境界を定め、空間を支配することが効率的となる¹⁷。こうして君主は土地を囲い、その利益上の限界に境界を画定する。

注意しなければならないことは、これは進歩の問題ではなく、支配者による統治形態の選択に関連する。あえていうなら、領土を所有することは君主の立場であれ現在の国民国家の国民の立場であれ、欲望の現れと考えられる。領土を付随する統治形態はそれを「所有」する立場であっても、それを選択することで何かを失っていると考えることもできる。よって逆に、領土を伴わない統治の形態も選択しうるし、過去に、そして現在にもある¹⁸。

歴史的には、この境界をめぐる領土国家相互の争い(戦争)は国力を消耗させる¹⁹ため、ヨーロッパ領土国家間で国境=領土の相互承認が行われるようになる(ウェストファリア体制)。しかし、この領土の相互承認はヨーロッパ諸国間においてのみであった。ヨーロッパの国は新大陸においても、国境線を引

16 山極, 2007, 223頁。

17 スコット, 訳, 2013, で繰り返し述べられている。

18 多くの例は、スコット, 訳, 2013, 参照。現在では、クルド人が有名である。このことに関連するが、現在では領土を伴わない統治を国家と認めない風潮にある。それに国家の単なる定義以上の意味や規範があるとすると、その理由は主権国家体制における都合からであろう。

19 ただし第一の理由は、君主の力である。君主は力を失ったりそのことで信頼を失ったりすると、別の君主に取って代わられ、領土が引き継がれることになるが、それは君主にとっては外敵にやられるのと変わらない。

き領土を宣言したが（トリデシリヤス条約）、その相手は互いにヨーロッパの国であり、現地の住民はヨーロッパ諸国にしてみれば障害か奴隷候補であった。彼らを一掃しあるいは手懐けることで、ヨーロッパ諸国間の相互承認による新大陸の領土を、原住民に対しては暴力で支配しながら徐々に実効的なものにしていった。この過程が世界で進行することで、人間に対する境界づけと空間による境界づけが行われると同時に、一旦引かれた国境下の領土の争いも断続的に行われ現在のような領土国家体制に至った。

この二つの境界を複合する国境を持つ諸国家においては、人の支配から耕作地を中心とした土地の支配へ、そしていくつかのエネルギー革命を経て化石燃料を頼りに、支配の対象が領土そのものの維持へと移行してきたが、さらに近代以後、資源確保という事情から海を含むより深く、より高く、領域全体の保持へと力点が移ってきたといえる。

重要なのは、一度出現した国家は維持・拡大するだけでなく、多くの国家が出現し、消滅したという事実である。また国家は、ある部分の（中心的な）成員や領土は保ちながら、それ以外の部分で（周辺的）成員や領土の内外の境界を引き直してきた。ただし、近代以降、地上の任意の場所は、どこかの国家の領土に編入され、領土から漏れることはなかった。「領土的な主権性を文化的な同質性や民主的な立憲政府に結びつける国民国家は、政治的近代化を経験した世界社会の独自の産物なのである」（ベンハビブ、訳、88頁）。

3.3 領土の正当化論と問題

とはいえ、領土とある国家成員（＝国民）との関係においてその所有の正当性を主張する議論がある。その一人、ウォルツァーは国家を別の組織に喩えることで、成員の境界や領土の正当化を試みている（訳、67頁以下）。それには問題があると考えられるが、同時に領土への認識を深めもする。

ウォルツァーは国家をクラブと比べる。クラブは成員の入会方針を持ち、非成員の入会についての決定権を持っている。国家も同様で、たとえ入会したい人間がいてもその全てに認める必要はない。また国民や人種という点で「関係がある者」にはそれ以外の人間より入会の権利は強く認められる。そういう意味で国家はクラブでもあり家族的でもあり、結局「国家を国民的なクラブあるいは国民的な家族」として考えるのが妥当という。さらに国家は領土を有し、

領土についての裁量権をも持っているという。

このような考えについて検討しよう。ウォルツァーが念頭に置いている国家は領土という空間を伴う組織であるので、人間の集まりのカテゴリーであるクラブとは本質的に異なる。国家はその領土に裁量権を持つのであるが、入会を認められない人間は、ある空間から立ち去らねばならない。その排除の正当性について、国民と土地との絆は国民的一体感の決定的特徴であるからだと彼はいう。しかしそれならば、ユダヤ人のアイデンティティがイスラエルの地にあるとしても、みずからをイスラエルの地の住人だと認識しているユダヤ人以外の人間をなぜその地から排除できるのだろうか。つまり、ある土地に絆を感じる人々が他にいたとして、そこをウォルツァーが考えている領土というには唯一の集団の利用と排他性を持たせねばならないが、その唯一集団はいかに決定されるのだろうか。領土をめぐる争いはほとんどがこのような状況に関係している。

また、ウォルツァーの説明にある「国民」概念には、さまざまに解釈可能な意味の中から彼の主張に相応しいものが与えられている。例えば、「旧満州」生まれの現在日本人にある人には、どこがウォルツァーの言う絆を持つ土地なのだろうか。戦前の感覚にある人は、外地から内地への引き揚げと考え、同じ日本の領土内での移動なので、単に「日本」と答えるだろう。満州国と日本国という異なる土地、国家の移動を思う人は、どちらが絆を持つ土地かを問われることになる。また、満州を故郷と意識する人が、あらためて絆を感じる土地と問われたとき、問われた時期でそれは変わるかもしれない。このように、ウォルツァーが誰にとっても唯一の関係が確定すると想定している「土地」は、開かれた問いの下にあるのである。また、現在の制度下にある領土や国境と、人がいろいろな感情を抱く土地（空間）は、異なる概念なのである。よって、彼の説明は「国民」や「領土」に恣意的に意味を与えたものによると分かる。

さらに、「国家は国民的クラブや国民的家族」だということは、国家は（何か性質を併せ持っているが）国民から成る、というトートロジーであり、国家について何かを説明している訳ではない。

ウォルツァーは国家にとっての領土の重要性を説くために、「政治的指導者たちは、(福祉、教育などの配分的正義を含む)非常に多くの決定的に重要な争点が地理的単位内で最良の形で解決されるので、政治生活の核はそれ以外

の場所では決して確立されえないということを、理解している」(訳, 81頁)と言及しながら、それをそのまま自分自身の考えとしている。これは、ある国家のある国民の言をウォルツァーが繰り返しているに過ぎない。すなわち、ある人間による括弧付きの規範言明を分析する立場が、間にいろいろと議論は挟まれているが、結局はその括弧を外してそのまま自らの意見として提示しているのである²⁰。これは、ある対象を検討すべき立場が検討対象に同一化してしまい、実質的には検討は行われていない。よって正当化は失敗しているが、正当化の議論もしていない²¹。

また、ウォルツァーの問題は領土内の組織と領土国家を比較するというカテゴリーの誤りを犯している。

ここから引き出せることは、クラブに類比した国家の説明が逆にその特異性とそれに付随する問題を示しているということであろう。国境(およびそれが示す空間である領土)は、組織や集団のあり方の中で国家にのみ付随する属性であるため、比較ではなく、その概念自体の検討が必要である。また、ウォルツァーが類比しようとした純粋なクラブのように国家があるならば、逆に多くの問題がなくなると考えられないだろうか。つまり「領土を有さない国家」という可能性である。

また、国家には、組織一般に付随する同一性の問題がある。まず、組織の成員の入れ替わりに対して、前後で組織が同一といえるか。また、それに関連して、仮に一旦認められた所有物(領土を含む)についてなぜその所有権の引き継ぎが(法的でなく、哲学的に)認められるのか。

ウォルツァーは領土が人間にとって二つの大きな重要性を持つという。すなわち、領土は生活空間、大地、水、鉱物資源、可能性を秘めた富であり、貧困者と飢えている者が頼りとするもの(resource)である。領土はまた保護された生活空間であり、境界があり治安が保たれており、迫害されている者、市民

20 これは事実から規範を導いたという構造になっている。

21 このメタレベルと対象レベルの区別のなさ、そして同一化は、本稿2.2で既に述べた。これは共同体の価値を述べる場面でよくみられる。これに関連して、ベンハビブはロールズについて例えば『他者の権利』の3章注1(訳, 208頁)で指摘している。

権のない者が頼みとするもの (resource) である, という (ウォルツァー, 訳, 81頁)。それには全く同意する。ここには人間の線引きがないし, そうあるべきである。ならば, 先のウォルツァーの議論が前提としてきた, 「一国民」にとってという点は, 人間一般にとって, に訂正されねばなるまい。また, 排他性, 排除性は, 彼の考えとは逆に, 人を「頼みとするもの」から引き離すため, そこでの対象は, 排他的空間 = 領土ではなく, 単なる「空間」に置き換えられるべきである。

ウォルツァーの議論の前提にあるのは, 理性的人間なら誰であれ生きる空間は領土 (= ある国家の領土) でなければならないということであるが, それは, カントが『永遠平和のために』において外国からの訪問客への受け入れ国の態度 (歓待) について議論するときに勘案した, 地球上の空間の有限性を考慮すると, 任意の空間は領土 (= ある国家の領土) でなければならない, という事に等しい。つまり, 地球上の空間は, 必ずどこかの国家の領土であり, そうあらねばならない, と。これは現代において支配的であつ強力な思想の一つである。

以上, 領土や領土に付随する境界を検討したが, その正当化は普遍的観点を採りえなかった。次に, 人間一般の存在の観点から「空間」を考えることで境界の検討を行う方向へ進みたい。

4. 「空間」概念と「自由」の拡張

4.1 自由の条件としての空間

人権に関するどんな憲章も, まず「自由」に言及している²²。自由とは何かについていかなる議論があつたとしても, 人が自由であるためには一定の物理的空間が不可欠である²³。これを「自由のための空間」と名付ける。そしてそれ以前に, 人間が世界に存在する条件として身体のための空間が必要である。これを「存在のための空間」と名付ける。様々な人権の憲章の第一に自由は謳われていてもそれを確保する条件としての空間, そして人間存在の条件として

22 たとえば, 世界人権宣言の第1条は「すべての人間は, 生まれながらにして自由であり, かつ, 尊厳と権利とについて平等である」である。

23 正反対が牢獄である。

の空間が、倫理や正義なるものを探究する目的の議論で扱われることはほとんどない。

たとえば、ロールズにとって、なぜ「空間」が合理的人間が望むもの、すなわち社会的な基本財に含まれないか、またなぜ社会的分配の対象にならないのだろうか。「社会的な基本財」とは、ロールズの『正義論』において社会の基本ルールとして導かれる「正義の二原理」の下、成員間で分配される対象である。それは、社会を問わず合理的な人間ならば誰もが望むと想像されるものであり、自由、機会、所得や富、自尊のための社会的基盤などである。この疑問の相手はロールズに限らない。むしろ、人間の生存と自由の確保に不可欠の空間の役割を議論の中で認めないことが政治哲学や正義論、それに派生した世界正義論や国際倫理学の理論枠となっている。なぜならそのような学問領域が現在の主権国家体制を与件としているからである。国際倫理学や世界正義論での主体は諸領土国家であり、これら諸領土国家間の秩序と安定を目的にそれらの分野では議論が行われる。したがって、空間の分配のような、その前提を揺るがす可能性はあらかじめ排除している、あるいは、無意識にそれを行っていると考えられる。

政治哲学の古典を紐解けば土地の所有権に関する記述は散見される。有名なものはロックだろう。ロックは土地の所有権の発生について、「先占」と「但し書き」を条件に挙げている。しかし、空間（土地）の所有について、それが「他の人にも十分に、同じようにたっぷり残されている限り」という所有が認められるときの付帯条件としての但し書きはあまり意味がない。時代的な制約もあるのだろうが、そうでない歴史的事実への考察は途切れてしまっている。また、「十分さ」は相対的な判断であり、特に、古典が書かれた時代とは異なり、現代ではその希少性を国家が言う理由に事欠かない²⁴。

以上のように、一定の空間という、人間の存在と自由の条件と、政治哲学や倫理学の依拠する前提やそこから導かれる主張内容は緊張関係にあることが分かる。

24 例外として、ホブズが挙げられる。彼は、自然状態において生きるために必要な住む場所への権利は、社会契約後においても維持されると述べる (Hobbes, 1640, Part 1, Chap. 17, Para. 2)。

4.2 倫理圏からの空間の分離とそれから派生する自由

現在の政治哲学での議論が与件とする主権国家体制への基本的人権のレベルでの批判は、ベンハビブやカレンズなどによってなされている²⁵。

ベンハビブは、リベラルな国家と国家の排他性の矛盾を指摘する。リベラリズムはどんな境界に対しても貫徹されねばならない理念なので、それはリベラルを標榜する国家にも返ってくるという。そこで基本的人権として移住権を主張する。

しかし、移動より何よりも人間はまず存在しなければならない。ここで、人間が存在する「身体のために必要とされる空間」と、「最低限の自由を確保するために必要とされる空間」を合わせて、「空間占有性」と呼び、それを権利とするとき「空間占有権」と呼ぶことにする。この空間占有権は移住権より人間存在にとってより本質的であり、状況に依存して移住を保証することにもなる。

ベンハビブの議論は、主権国家に対して移民の入国を権利として認めさせることを目指す。しかしこれも主権国家体制の枠を所与とした上での議論であり、人間の存在に対する条件と対立する要素がある。いわば主権国家の存在を前提として、その成員の資格の基準を下げるという論法である。しかし移民の移住を容易にするとしても、成員が誰であれ、おそらく主権国家体制が持つ問題は存続する。また、それに関連する別の問題として、移民の立場では同化を受け入れるか、あるいは排除の憂き目に遭うかという、領土の排他的利用がもたらす影響は変わることはあるまい²⁶。

というのは、ウォルツァーの思想に典型的にみられるように、「領土」においては排他的唯一の社会、文化、公共性のみが認められるという圧力が働く²⁷。

25 ベンハビブ、訳、2008、およびCarens、1987。

26 移住権を主張する背景には、領土主権国家体制を所与とする政治哲学の議論の枠組みに対する譲歩が感じられる。その中で人間の移動の権利の設定により、境界の高さを低めるのではなく、境界それ自体への問いかけを、少なくとも哲学的にはやるべきであろう。

27 このような圧力に対する生存をかけた抵抗の一例として、徐阿貴、2012、を挙げておく。

空間が領土である限り、入会を認められても部外者なのである。ベンハビブは、移民が既存文化に影響を与え、それが変化し、移民に還ってくるということを繰り返して、主権国家が変容していく（「民主的反復と再帰性」）ことへの期待を抱いているが、またその変容を許さないような仕掛け（国民化教育、同化教育、行政的対応等）を国家の側から行うだろうし、実際行われている²⁸。

また、幸運にも移民本人の苦痛を伴わず、成員に溶け込んだとして、主権国家の引き起こす問題について加担者となる、あるいは過去の問題について、倫理的にはともかく、法的、経済的な責任者にされるかもしれない²⁹。これは特に、国家の危機においてこのような限界的立場の人間に課せられる。もちろん、そのような事態を心配する人間と事前に分かれば、ウォルツァー的視点で入会（移住）を拒否されるだけであるが。

国家という組織への入会の是非という成員資格を焦点にするのではなく、より存在の条件に近い空間の統治の方法を焦点にする方が、問題の本質に近く、直接的である。その具体的内容を次章でみる。

5. 空間占有権と倫理主体

5.1 主権国家体制・領土体制と現代の問題

領土はある種類の間をその成員から排除するという役目だけでなく、活動内容とか必要性とかに関わらず空間を排他的に被覆する。このことが引き起こす問題はこれまであまり注目されなかったが、重大である。特に、科学技術の発展および資源・エネルギー利用の量的拡大と、主権国家体制との関わりの中で、新しい問題が生み出されてきた。たとえば、原子力発電の存在と影響が挙げられる。原発は、事故はもちろん正常稼働によっても、放射性廃棄物を生み出す。事故が起こると、原発からの放射性物質がすべて人間の手中に回収でき

28 したがって、ベンハビブ自身の「マイケル・ウォルツァーにとって、さらにジョン・ロールズにとって、外国人や他者がすでに獲得された連帯の共同体に脅威をもたらし、それを弱め、あるいは荒らすかもしれないと想定することをもっともらしくしているのは、こうした集合的アイデンティティの形成をめぐる静態的な見方である」（訳、159頁）との警戒は、正しい。

29 これに触れているものに、笠井、1995、がある。

るかも知れない。きちんと回収され管理されたとしても生物への影響がなくなるまで数万年の歳月がかかる。このような存在を許している条件が主権国家体制であり領土体制である。自らの領土ならばその成員である国民はいかようにも利用できるという前提を提供している。やっていることは地球の汚染であり、それを許し、またそう見えなくしているのが主権国家体制と領土体制である。

現代の諸問題を生み出す領土・主権国家体制は、たとえば、イスラエルとパレスチナの関係に目立った動きがあると、それに支持・不支持を表明したり、非難したりする。そしてそれは繰り返されてきたし、これからも続くと関係者は感じているだろう。過去には帝国の名を掲げて領土拡張競争があり、その後植民地は表向きには解放された。領土は外に対する暴力とともに内に対しても働く。よって、その内部において政治的に、社会的に排除される立場に対しても自らの安全を確保する領土への誘引をもたらす。すなわち、領土の所有は一種の伝染病なのである。パレスチナ問題は、領土制の矛盾が表出した形の一つである。その矛盾は、人間を人間足らしめる空間占有性と主権国家体制、特に領土制の間にある³⁰。現在、その矛盾は一方的に前者の方へしわ寄せされ、それが一部の人間に負わされる形となっている。そのような状況で生じる出来事に、第三者のごとく賛否の態度を取っているのが現在の諸主権国家であり、その互惠組織である主権国家体制である。

5.2 「領土」の解体から「空間」の分配へ

ここでは「空間占有性」を別の観点、「自由」との関係で考えてみよう³¹。本

30 そのような矛盾は、国家の中心から外れた人間が相対的少数の場合、同化か排除となるが、ある程度の大きさ、たとえば、民族になると、同化か分離独立かの選択への圧力となる。分離独立はすなわち、領土国家の建設ということになる。これは既存の領土国家との衝突を伴う。例えば、クルド人の置かれた立場がそうである。こういう意味でも、領土所有は伝染する。

31 「空間占有」概念は、政治哲学や倫理学のテーマだけを射程にしているのではない。たとえば、通常、国内の、かつ貧困問題に位置付けられるホームレスの問題が単に軒がないだけでなく、居場所がないことも念頭に置いている。

来、自由という状態は何らかの国家の下に入らなければ得られないとは限らない。しかし多くの議論が自由の実現を財の所有と結びつける。自由の拡大を財の所有量の拡大と結びつけると、それを可能にするための国家の要請、そしてその基盤となる資源、それを確保するための領土へと欲望が向かう。それは対外的には主権国家間の領土・資源の確保のための潜在的争いを引き起こし、内部においては富とそれを保証する権力の著しい格差を生み出している。その「自由」概念は狭すぎないだろうか。

バーリン³²の自由概念を使うなら、政体下で与えられる「～への自由」はともかく「～からの自由」に分類される、統治・支配からの自由はまさに政体を避けることで得られる。統治されることからの自由は、政体が空間を領有しななければいくらかでも可能である。ただし、これには実際に不可能な事態が付随する。というのは政体が領有しなくても、行動の主体が人間からなる以上、ある程度の物理的な空間の占有（この場合、正確には「専有」）は避けられないことである。であるから領土を必要としなくても空間は不可欠である³³。

例えば、南アジア高地（「ゾミア」）で生活を営んだ複数の部族が国家の意図から独立に存在し得たのは彼らが国家からの逃避先にその力が及ばない山地を選択したからである³⁴が、その地理的条件は、領土には適さなくとも、一つの公共圏である組織の維持のための空間は提供できたのである。このことが示唆することは、公共圏は空間を必要とするが、領土的な空間の排他的利用は必要ではないということである。

3.1でみたように、境界の二つの意味を引き離すことで、人間間の関係のみに依存する「倫理圏」を抽出してみよう。このことで、理論的に同一空間に複数の公共圏が存在できる。逆にみれば、空間の排他的利用を前提とする領土は

32 バーリン、訳、1971。

33 安部公房の小説『方舟さくら丸』は、地下採石場跡の巨大な洞窟に核シェルターを造り上げた主人公が、乗組員を前に政体的組織を構成するという話であるが、この状況は領土を必要としなくても空間は不可欠であることを示している。結局、核兵器とは無関係に、現実世界とは隔離された、非領土的な空間の中で小説は進行する。

34 スコット、訳、2013。

無限の欲望の産物だということである。領土を解体して空間を分配すること³⁵で、倫理圏から主権国家に付随する排他的利用の対象である空間を引き剥がして、人間間の関係のみに依存する倫理圏を抽出する。これは、同一空間上での複数の公共性の可能性を開くだろう。

6. おわりにかえて——領土のない統治へ向けて

主権国家体制上の政治哲学、正義論、国際倫理学等は、本来可能な「自由」を狭くしてしまっている。主な対象が、財の分配論であるため、財を生み出す基盤としての国家、そして領土の存在や必要性を暗黙の前提にしている。そういう世界観の上で展開されている。しかし、それは、空間や自由の可能性を狭めているのである。空間から、領土の非国民への「排他性」と非国家的活動への「排除性」を取り除き、人間存在の条件、基本的人権としての空間占有権を基礎に置いた世界の構築はできないだろうか。もちろん、この制度を備えるためには、獲得、維持すべき状況がある。それもある種の統治であるが、それが元の木阿弥であるのかを含め、その統治について、少なくとも地球外生命体から、人間は生命体ではあるが知的ではないと判断されないような世界を目指し、今後考えたい。

参考文献

- Arendt, H., 1951 [1967], *The Origins of Totalitarianism*, Harcourt. 『全体主義の起源』大久保和郎他訳、新装版、全3巻、みすず書房、1981。
- Benhabib, S., 2004, *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Others*, Cambridge University Press. 『他者の権利』向山恭一訳、法政大学出版局、2006。
- Berlin, I., 1979, *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press. 『自由論』小川晃一他訳、みすず書房、1971。
- Carens, J.H., 1987, “Aliens and Citizens: The Case for Open Borders,” *The Review of Politics*, 49 (2), 251-273.
- Hardt, M., and A. Negri, 2011, *Commonwealth*, Belknap Press. 『コモンウェルス（上・下）』水嶋一憲監訳、NHK出版、2012。

35 これは多くの政治哲学者や倫理学者が嫌い、明に暗に避けている。

- Hobbes, T., 1640, *The Elements of Law, Natural and Politic* (written in 1640, published in a misdated unauthorized version in 1650).
- Macintyre, A., 1966, *A Short History of Ethics*, Routledge.『西洋倫理思想史 上』菅豊彦他訳, 九州大学出版会, 1985,『西洋倫理思想史 下』井上義彦他訳, 九州大学出版会, 1986。
- Nussbaum, M. et al, 1996, *For Love of Country: The Limits of Patriotism*, Beacon Press.『国を愛するということ』辰巳伸知他訳, 人文書院, 2000。
- , 2007, *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, Belknap Press.
- Rawls, J., 1971, *A Theory of Justice*, Harvard University Press.『正義論』矢島鈞次監訳, 紀伊國屋書店, 1979。
- , 1999, *The Law of Peoples*, Harvard University Press.『万民の法』中山竜一訳, 岩波書店, 2006。
- Scott, J.C., 2009, *The Art of Not Being Governed: An Anarchist History of Upland Southeast Asia*, Yale University Press.『ゾミア—脱国家の世界史』佐藤仁監訳, みすず書房, 2013。
- Walzer, M., 1983, *Spheres of Justice: A Defense of Pluralism and Equality*, Basic Books.『正義の領分—多元性と平等の擁護』山口晃訳, 而立書房, 1999。
- 井上達夫『世界正義論』筑摩書房, 2012。
- イマヌエル・カント, 中山元訳『永遠平和のために／啓蒙とは何か 他3編』光文社, 2006。
- 大山明男「環境経済学の倫理学的前提(上)」『経済学雑誌』99(1), 58-74, 大阪市立大学経済学会, 1998。
- 「公共空間と平等」『駿河台経済論集』13(1), 1-18, 駿河台大学, 2003。
- 「原発の存在と倫理問題の構造—倫理の内と外」『駿河台経済論集』22(2), 181-211, 駿河台大学, 2013。
- 笠井潔『国家民営化論—「完全自由社会」をめざすアナルコ・キャピタリズム』光文社, 1995。
- ジャン=ジャック・ルソー, 井上幸治訳『社会契約論』中公文庫, 1974年。
- 徐阿貴『在日朝鮮人女性による「下位の対抗的な公共圏」の形成—大阪の夜間中学を核とした運動』御茶の水書房, 2012。
- ジョン・ロック, 宮川透訳『統治論』『世界の名著27 ロック ヒューム』中央公論社, 1968。
- 杉田敦『境界線の政治学』岩波書店, 2005。

境界の検討とリベラリズムの可能性

山極寿一『暴力はどこからきたか』NHK出版, 2007。